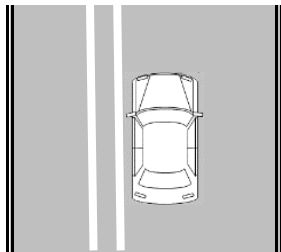


## 道路交通法第47条第2項、第3項 停車および駐車の方法

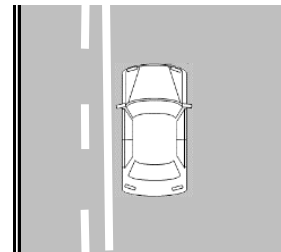
### 駐車の方法

- 車両は、駐車するときは道路（車道）の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。
- ※ 歩道またはこれに準ずる歩行者用路側帯や駐停車禁止路側帯が設けられている場合は、その歩道や路側帯を除いた道路の部分、つまり車道の左側端に沿って駐車しなければならない。

歩行者用路側帯



駐停車禁止路側帯



- 車両は、駐停車が可能な路側帯が設けられている場所に停車または駐車するときは、次に掲げる方法により、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。
  - ① 路側帯の幅が75cm以下の場合、その路側帯を除いた部分の道路の左側端に沿うこと。
  - ② 路側帯の幅が75cmを超える場合は、その路側帯に入り、左側に75cmの余地をあけること。
  - ③ 路側帯に車両の全部が入っても、まだその左側に75cmを超える余地がある場合は、路側帯の標示（線）に沿うこと。

